# 年末たすけあい運動「見舞金」配分要綱

中原区社会福祉協議会では12月1日から31日まで共同募金運動の一環として「年末たすけあい運動」に寄せられた寄附金を地域の方へ「見舞金」として配付いたします。

申請をご希望の方(一世帯単位)は、この配分要綱をお読みいただき、所定の申請書に証明書類を添付のうえ、期間内に申請してください。

## 対象世帯

平成29年10月1日現在、中原区に居住地があり、下記表の対象世帯。

- ※ただし、次の①もしくは②にあてはまる場合は対象外となります。
  - ①10月1日現在、生活保護を受給されている世帯
  - ②証明書類をお持ちの方が、施設入所(グループホーム、有料老人ホーム、老人保健施設等)や短期入所及び長期入院中などにより自宅に不在の世帯

	対 象 世 帯	証明書類(手帳等)名称
1	在宅で療育手帳Aの方のいる世帯	療育手帳
2	在宅で身体障害者手帳1,2級の方のいる世帯	身体障害者手帳
3	児童を監護するひとり親世帯	福祉医療証 または児童扶養手当証書
4	災害遺児等福祉手当受給者のいる世帯	川崎市災害遺児等福祉手 当支給決定通知書
5	在宅で要介護4,5と認定された高齢者のいる世帯	介護保険被保険者証
6	在宅で精神障害者保健福祉手帳1,2級の方のいる世帯	精神障害者保健福祉手帳

## 申請期間

## 平成29年10月1日(日)から10月31日(火) 消印有効 (厳守)

※ 申請期間終了後は申請受理できません。日曜日と祝日は休館となります。

## 申請書配布場所

① 中原区役所・保健福祉センター

(地域ケア推進担当、地域支援担当、

児童家庭課、高齢・障害課)

② 知的障害者関係施設

(川崎市中央療育センター、通所授産施設など)

③ 身体障害者関係施設

(中原区身体障害者福祉会館など)

4 母子福祉関係施設

(母子福祉センターサンライブ、保育園など)

## ⑤ 高齢者関係施設

(地域包括支援センター・老人福祉センターなど)

⑥ 精神障害者関係施設

(地域生活支援センターなど)

⑦中原区社会福祉協議会

(福祉パルなかはら)

★担当地域の民生委員児童委員からも入手できます。

★前年度見舞金配布世帯へは9月15日頃郵送予定です。

### 申請書類·方法

下記①②を中原区社会福祉協議会へ来所または郵送によりご提出ください。

- ①所定の申請書
- ②対象者世帯であることを証明できる証明書類(手帳など)のコピー1部
- ※(同一の世帯に対象者が複数いる場合、1世帯分のみの配分となります)

### 見舞金額

年末たすけあい運動実施委員会にて、年末たすけあい募金実績額と申請件数により決定します。

### 見舞金配付期間

平成29年12月下旬 民生委員児童委員の協力により戸別配付します。
※ 平成30年1月16日を配付期限とし、受領されない場合は辞退として取扱います。

個人情報の取扱い 申請者の個人情報は当事業のみに使用し、適正に取扱います。

申請先および問合せ先

社会福祉法人川崎市中原区社会福祉協議会(地域課)

〒211-0067 川崎市中原区今井上町1-34和田ビル1階(福祉パルなかはら内)

電 話 044-722-5500 FAX 044-711-1260

月~土 8:30~17:00 日・祝日は休館